

# 五 憲

～語る憲法の魅力を～

「憲法を護る」ために  
憲法の魅力を語れていますか？

憲法を護る力は  
「憲法の魅力そのもの」にあるの  
ではないでしょうか



平松真二郎弁護士



加藤幸弁護士



船尾遼弁護士



大久保秀俊弁護士

◆日時 2017年4月18日(火) 開場 18:00

開演 18:30

◆会場 豊島区生活産業プラザ(豊島区東池袋1-20-15)

◆参加費500円(会場代, 資料代) 予約不要

◆主催・問い合わせ 城北法律事務所

豊島区西池袋1-17-10 エキニア池袋6階

03-3988-4866(代表)

# 城北法律事務所の考える「語憲」 憲法の魅力を語る活動

現在国会では自民党をはじめとする改憲勢力が衆参両議院で3分の2以上の多数を占めています。安倍首相は年頭のあいさつで、今年を改憲の議論を深める年と位置付けました。憲法改正の危機は現実的なものとなっています。

一方で改憲に反対する勢力は、昨年行われた参議院選挙で戦争法制廃止、改憲反対などを一致点とした「野党共闘」の枠組みで対抗し、一定の成果を上げました。しかしながら、国会の力関係を見ると改憲に反対する力は十分とはいえません。

憲法改正に反対する力を大きくするには、スローガンやキャッチフレーズを繰り返すだけではなく、私達一人ひとりが憲法の魅力そのものを自分

なりに語れる力を身に着けることが必要ではないでしょうか。私たちは、市民が、憲法の魅力、価値を口々に語る力を持つことこそが、憲法改正に反対する力を大きく強くするのだと考えます。

そこで、城北法律事務所所属の弁護士が、皆さんが関心を持っている時事問題について、憲法を切り口に解説するとともに、城北法律事務所流の憲法の魅力を語る講演会を企画しました。

企画では、4つのテーマを取り上げ、1つのテーマを15分から20分程度で、合計4つほど取り上げます。また、参加者の皆さんが、すぐに自宅で、ご近所で、職場で、学校で使いまわせるように工夫した資料も配布する予定です。ぜひご参加ください。

## 企画概要

### ◆ 「今、憲法がアブナイ」(津田二郎)

安倍政権の立場から現行憲法の問題点等を指摘し、講座の導入とします。

### ◆ 「政権批判に刑事罰？共謀罪の危険」(平松真二郎)

安倍政権が国会に提出している共謀罪法案。憲法の価値からどのように評価されるのでしょうか。

### ◆ 「夫婦の姓は強制されるもの？」(加藤幸)

昨年最高裁で合憲の判断がされた夫婦の同姓の強制。憲法は、「夫婦」が同姓であることを求めているのでしょうか。憲法が考える「夫婦」の在り方とは？

### ◆ 「民主主義ってなんだ？国会，沖縄」(船尾遼)

民主主義は多数決。国会でも多数派の意見で決めて当たり前。沖縄も政府の方針に反して県民が米軍基地の撤去を求めるのはわがまま。本当にそうなのでしょうか。

### ◆ 「今の憲法でも十分イケる。憲法に書いていない人権」(大久保秀俊)

教育無償化は「憲法に書いていない」からできない？環境権も憲法に書いていないから公害の発生は防げない？憲法に書いていない人権があることが現行憲法の弱みなのでしょうか。



電話 03-5992-7011

JR、東京メトロ(丸ノ内線、有楽町線、副都心線)、西武池袋線、東武東上線、都バス、民営バス(各線池袋東口下車徒歩7分)